

博士学位請求論文審査報告

論文題目：清末民初期中国における地方有力者と列強の対立

—上海・杭州・寧波間鉄道を題材として—

申請者：佐野 実

1. 論文の主題と構成

本論文は、19世紀末から20世紀初期（清末民初）の中国における鉄道建設の歴史、具体的には、上海・杭州・寧波の間を結んだ滬杭甬鉄道敷設のための外国からの借款の歴史に焦点をあて、この借款問題と深く関わった当時の中国の中央政府（清朝・民国政府）、イギリス・日本等の列強、浙江省・江蘇省の地方有力者との間に存在した複雑な関係を考察している。論文は、滬杭甬鉄道敷設の障害となった諸要因、つまり、なぜ、この時期の中国において西洋型の社会資本の定着に大きな困難が伴ったのかという問題を、中国と列強という国家間の関係からだけではなく、当時の中国の地方有力者の動きを考察の中心に据えて論じている。外債による鉄道建設の問題を、中国の「中央」と「地方」との関係という、中国社会の内側の視点から論じた点に、本論文の特長がある。本論文を構成する各章は、すでに、各学会誌等に発表された論考を改訂したものであり、全体として、一つの研究としてまとめあげられている。本論文は次の構成からなる。

序論

第一章 清末期杭州における日本資本の鉄道・水運事業—滬杭甬鉄道利権回収運動の最初期の事例として—

第二章 光緒新政期鉄道政策における借款の再評価とその経緯

第三章 滬杭甬鉄道借款契約の実効性をめぐる列強と地方の関係

第四章 辛亥革命期中国に対するイギリス外務省の信用

第五章 民国初期の鉄道行政に対するイギリス外務省の影響力

補論 郵伝部公債と横浜正金銀行—明治期日本における外国公債の引受・発行をめぐり国内外の動向—

結論

2. 各章の概要

まず、「序論」は、この領域における研究史をまとめている。鉄道敷設の利権をめぐる中国と列強との関係、清末以降における在地勢力の政治的台頭、また、中国鉄道史についての近年の研究をまとめ、本研究がそうした学問的蓄積を継承しつつ、さらに滬杭甬鉄道を事例として、なぜ、清朝の鉄道政策の基本が自辦建設（地方有力者の主導による建設）から外国借款による官辦建設へと転換していったのか、その鉄道政策

が民国期に継承されていった歴史、そこでの地方有力者の果たした役割を明らかにするという、本研究の基本的な課題が提示される。そうした考察を進めるための史料として、本論が中国語で記された『清季外交史料』等の公文書類、『申報』『東方雑誌』などの新聞雑誌、盛宣懷・湯寿潜などの有力者によって記された文集等だけでなく、イギリス・日本の外交文書、横浜正金銀行の資料等を利用し、多角的な視角から分析を行うことを説明している。

第一章「清末期杭州における日本の鉄道・水運事業—鉄道利権回収運動の最初期の事例として—」は、まず、清末期、钱塘江沿岸と杭州を結ぶ鉄道の敷設が一部の地方有力者によって計画されたこと、しかし、そうした鉄道建設が従来の水運業者の権益を侵害することとなり、地方社会内部に鋭い対立を生みだしたこと、その結果、この鉄道建設が挫折していったことを明らかにしている。他方、日本外務省は杭州の日本居留地と上海を結ぶ、同様なルートの鉄道（杭州鉄道）を日清協同で建設することを計画した。この計画はこの地域に権益を有するイギリスとの関係をどのように調整するかという難しい問題を孕んでおり、同時に、清朝中央の有力者であった盛宣懷の思惑、この地域の地方有力者の複雑な関係の存在のなかで挫折していった。本章はそうした杭州鉄道建設が失敗に至る経緯を、日本側の外交史料等から考察し、杭州鉄道問題が、地方有力者にとって、鉄道利権の保護を強く意識する重要な契機となったと結論づける。

第二章「光緒新政期鉄道政策における借款の再評価とその経緯」は、まず、1898年に盛宣懷とジャーディン・マセソン商会の間で締結された滬杭甬鉄道借款の仮契約に対し、この地域の地方有力者が利権回収運動の一環として、江蘇鐵路公司、浙江鐵路公司を設立し、地方の手による鉄道の建設を計画していったことを論じる。地方有力者が自辦建設を進めた背景には、この借款の返済責任が江蘇・浙江の両省にあったこと、また、鉄道利権回収運動を展開する中で、かれらがその政治的影響力を強化しようとする意図があった。しかし、両公司は自辦建設を進めるための十分な資金と技術を有しておらず、鉄道建設は難航した。そうしたなかで、清朝中央はイギリスと交渉を重ね、1908年に滬杭甬鉄道借款契約を締結した。その内容は、借款の返済責任を清朝郵伝部が負い、鉄道建設の最高責任者は清朝が選任し、鉄道の所有権も清朝が有するというものであった。これにより、地方有力者の借款反対運動も一部鎮静化していく。本章は、中国語、英語、日本語で記された公文書類等を用いて滬杭甬鉄道借款契約の歴史をまとめ、鉄道国有化を目指したこの借款契約の締結が、清朝の鉄道政策の転換点として大きな意味を有していたことを強調する。

第三章「滬杭甬鉄道借款契約の実効性を巡る列強と地方の関係」は、『申報』やイギリスの外交文書等を史料として利用し、滬杭甬鉄道借款契約締結後も、浙江鐵路公司総理であった湯寿潜を中心とした地方有力者が自辦建設を主張し、この鉄道の建設が遅々として進まなかった状況を考察する。借款契約締結に伴い、浙江と江蘇の両鐵路

公司への資金と技術の導入が可能となったが、両公司は会計処理、責任者・技術者の雇用、資材の購入などの様々な問題を通して、鉄道建設に強く抵抗した。借款の返済財源が全線開通後の同鉄道からの収入となっていたこともあり、イギリス外務省は清朝中央に借款契約の履行・鉄道の完成を強く働きかけた。しかし、すでに、清朝がこの地域の地方有力者に政治的影響力を行使することはできず、中国とイギリスとの国家間で結ばれた借款契約は履行不能という状況となっていた。

第四章「辛亥革命期中国に対するイギリス外務省の信用」は、辛亥革命期における浙江・江蘇の地方有力者による鉄道利権回収運動の状況を、『申報』等の中国雑誌、日本・イギリスの外交文書等を利用して比較・検討している。浙江省の場合、この時期、地方有力者による外国借款による鉄道建設への抵抗運動はなお強かった。浙江鐵路公司総理の湯寿潜は自辦建設を主張し続けるが、湯を解任しようとする清朝中央の動きに対し、この地域の有力者は省議会である諮議局をも巻き込んで、借款反対運動を展開していく。他方、江蘇省の有力者は対照的な動きを示した。江蘇省では省北部の鉄道建設が急がれており、その財源として、すでに開通していた江蘇省内の滬杭甬鉄道を担保とし、江蘇鐵路公司を債務者とする外国の民間資本からの借款を目指していた。それまでの経緯から、イギリス外務省はこうした江蘇省の地方有力者の動きを強く警戒し、清朝中央、また、辛亥革命後は南京臨時政府・北京政府に対し、鉄道行政の集権化を求めていった。

第五章「民国初期の鉄道行政に対するイギリス外務省の影響力」は、辛亥革命後、清末期と異なり、浙江と江蘇の地方有力者が省独自の財源を確保するために、鉄道を担保とした借款を外国の民間企業に求めていったこと、そうしたなかで、北京政府とイギリスは鉄道行政の集権化を目指し、1914年に滬杭甬鉄道の国有化が行われた経緯を論じる。辛亥革命後、江蘇省の地方有力者は江蘇鐵路会社が管轄する鉄道財産を担保とする借款交渉を日本の大倉組と進め、他方、浙江省の有力者も大倉組、さらに米国のダラー商会と同様な交渉を開始した。そうした外国企業の背後にはそれぞれの政府の存在が見え隠れしていた。当時、鉄道建設・経営のための資金不足は、地方にとって深刻な問題であった。こうした状況のなかで、北京政府は鐵路総公司を設立し、鉄道建設のための借款交渉は自らの手で行い、鉄道国有化に向けた動きを推し進めた。同時に、イギリスは財政的な危機に直面していた滬杭甬鉄道の株式買い上げのための資金を北京政府に貸し付け、同鉄道の国有化事業を後押しした。本章はこうした浙江・江蘇の地方有力者、北京政府、イギリスとの間に辛亥革命後も存在した、滬杭甬鉄道をめぐる複雑な関係を、『申報』などの新聞雑誌、イギリス・日本の外交史料等を駆使して、詳細に分析している。

補論「郵伝部公債と横浜正金銀行」は、日本が最初に引き受けた外国公債とされている郵伝部公債について考察している。この公債発行については、郵伝部尚書盛宣懐と横浜正金銀行取締役兼北京支店長小田切万寿之助との間で1910年12月から交渉が

開始され、1911年2月に正式な契約が結ばれた。郵伝部公債は表向きには京漢鉄道の買収資金を調達するためのものとされていたが、実際には、郵伝部が度支部から借りていた海軍費の返済資金のためのものであった。この補論は、横浜正金銀行の資料、日本の外交文書、『申報』等を史料として用い、郵伝部公債をめぐる盛宣懐と小田切との間の交渉内容、公債の引受・発行の実際の経緯とその問題点、当時の日本と中国の政府内部のそれぞれに存在した本公債発行をめぐる複雑な事情、公債発行に対する日本の経済界、さらに、イギリス・アメリカ等の対応などについて詳細にまとめている。滬杭甬鉄道の借款問題を考察する本論文にとって、郵伝部公債の場合を事例として、清末期に中国が結んだ外国借款の契約内容を具体的に明らかにした本補論の占める位置は大きい。

「結論」は、本論の各章の内容を要約し、そのうえで、滬杭甬鉄道だけでなく、他の鉄道建設の場合についても同様な考察を進めていくことが、筆者の今後の課題であると述べる。筆者によれば、中国近代における鉄道建設の歴史は、当時の中央・地方・列強の三者の間の複雑な関係に迫る貴重な材料を提供しており、中国社会経済史研究全体にとっても重要な意味を有してくる。

3. 評価

中国近代の鉄道問題に関しては、これまで、辛亥革命の直接の契機となった各地方における鉄道利権回収運動、その国有化に対する反対運動などに大きな関心が寄せられてきた。そうした研究は、清末中国の政治・社会における鉄道建設問題の重要性を浮き彫り出させてきたものの、なお、各鉄道の事例を具体的に検討する作業は課題として残されていた。本論文は、浙江・江蘇を舞台とする滬杭甬鉄道の場合をとりあげ、清朝とイギリスとの間で結ばれた鉄道敷設のための借款契約の内容、その交渉過程、契約の履行状況、実際の鉄道建設が直面した問題、そこでの地方有力者の動きなどについて詳しく検討し、これまでの研究では十分に提示できなかった問題を明らかにした。本論文を次の四点から評価したい。

第一に、滬杭甬鉄道借款の内容、その締結に至るまでの交渉過程だけでなく、その後、この契約が実際には実行されず、鉄道建設が進捗しなかったことを明らかにし、そこにある研究上の意味を論じた点である。本論は、滬杭甬鉄道借款契約の履行、その建設には、現地における地方有力者の協力・関与が不可欠であったにもかかわらず、自らの政治的影響力の拡大を目指した地方有力者の多くがこれに抵抗したこと、その結果、清朝中央とイギリスとの間で正式契約がなされていたにもかかわらず、この借款が実際には実行されなかった経緯を詳細に考察した。中国と列強との関係という図式だけではなく、そこに、地方有力者の存在を加え、「中央」「地方」「列強」の三者の間の複雑な関係のなかで鉄道借款、その建設問題を論じたことは高く評価できる。

第二に、こうした地方有力者たちの鉄道借款・建設に対する動きを多角的に検討し、

その内部では複雑な競合関係にあった、多様な地方有力者集団の姿に迫ることに成功している。当時、地方だけの力では鉄道建設のための資金・技術を調達できなかった。そこで、江蘇の有力者の多くは早くから外国資本の導入に前向きであったが、浙江省では鉄道の自辦建設を推進しようとする勢力と外国借款を求める有力者との間に対立が存在した。それぞれが置かれた状況により、地方有力者も外国借款への対応を異にしており、このことが清朝・民国政府、イギリス外務省にとって厄介な問題となっていた。本論文が、鉄道借款問題から、清末民初のこの地域の地方有力者の具体的な政治的動きを、その社会の内側から考察したことの意味は大きい。

第三に、滬杭甬鉄道をめぐる借款契約は中国とイギリスとの間で契約されたものであるが、具体的にはジャーディン・マセソン商会、盛宣懷、江蘇鐵路公司、浙江鐵路公司という企業・個人を当事者とした契約であった。本論文はその点に着目し、外国企業は自国政府の意向、中国企業の場合には自らの政治的利害を強く意識していたが、他方、そこには「経営」の論理が存在していたことを強調する。この点は、大倉組等の日本企業についても言えた。滬杭甬鉄道の借款問題に、「国策」と「営利」との間の複雑な関係をとらえ、「経営史」的な視点からの考察の重要性を論じたことも、本論の内容を豊かにしている。

第四に、佐野氏が中国語、英語、日本語で記された各種史料を渉猟し、地道な史料読解を通して、中国近代鉄道史の実証的な研究を進めていった点は大いに評価できる。

上記のように、本論文には高い評価を与えることができるが、今後の課題として次のような点を挙げることができよう。

第一に、本論文は滬杭甬鉄道についてのケーススタディーであるが、一鉄道の事例研究から、直ちに、この時期の中国における鉄道建設問題の全体像を論じることは難しい。他の鉄道建設の場合を取り上げ、比較検討をさらに行っていくことが望まれる。

第二に、鉄道建設・借款問題から当時の中国の政治経済構造、その変容をとらえていくための、よりマクロな研究の視点が必要となってくるであろう。そのためには、総督巡撫を頂点とする各省政府の権力構造、そこでの地方有力者の位置づけなどの問題が大事な課題となってくる。

第三に、その研究課題が外国借款の問題であることから、今後、金融方面の知識をより深めていくことが必要である。そこから、経済史の分野における独自の研究領域を確立していくことができるかもしれない。

こうした課題は審査委員一同の佐野氏の研究に対する期待であり、本論文の評価をいささかも低めるものではない。

本論文に対する口述諮問は2013年6月19日（水）に行われた。各審査委員からは、本論の研究内容が中国近代史研究全体のなかにどのように位置づけられるのか、「中央」と「地方」という関係のなかで省政府と地方有力者の関係をどのようにとら

えるのか、「中央政府」は具体的にどのような権力構造にあったのか、「中央」と「地方」の関係が辛亥革命を契機としてどのように変化したのか、「西欧型」「伝統的」「利権」などの用語を具体的にどのように理解しているのかといった疑問点、また、図表等に含まれる幾つかの問題点などが指摘された。佐野氏はそれら質問に対して的確な応答を行った。その後、佐野氏は口述諮問で指摘された問題点を修正・改訂し、今後の研究課題となる点については、その旨を明らかにした最終論文を完成した。審査委員は、最終論文が口述諮問の際に課した修正要求に十分応えていることを確認し、最終試験合格と判断した。

ここに、審査委員一同は、上記の審査結果に基づき、佐野実氏に一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断する。

2013年9月26日

論文審査委員（五十音順）

江夏由樹（審査委員長）

佐藤宏

佐藤正広

佐藤仁史

城山智子